

豊 島 区 児 童 相 談 所

事 業 概 要

令和6年度（2024年度）版

令和7年9月
児童相談課

目 次

第1 児童相談所の概況

1 豊島区の基本情報	2
（1）世帯数・人口等	
（2）外国人住民数の推移	
（3）児童人口	
2 児童相談所の所在地等	4
3 豊島区児童相談所の設置経緯	5
4 組織及び職員	6
（1）組織	
（2）職員配置状況	
（3）児童相談所の分掌事務	
5 児童相談所で取り扱う相談・援助等	8
（1）相談の種類	
（2）援助の種類	
（3）その他	
（4）児童相談の流れ	
（5）“オールとしま”による児童相談体制	

第2 令和6年度児童相談所の実績

1 相談の受理状況等	16
（1）相談経路別の受理状況	
（2）相談内容別の受理状況	
（3）年齢別の受理状況	
（4）警察からの通告状況	
（5）外国籍児童の国籍別相談状況	
（6）外国籍児童の相談内容別受理状況	
2 相談の対応状況等	21
（1）相談内容別の対応状況	
（2）援助の種類別の対応状況	
（3）虐待相談の年齢別の対応状況	
（4）虐待相談の種類別の対応状況	

(5) 主たる虐待者の状況	
(6) 触法少年の送致状況	
3 一時保護の状況等	26
(1) 一時保護の状況	
(2) 相談種類別一時保護の状況	
(3) 一時保護解除後の状況	
(4) 一時保護平均日数の状況	
4 児童福祉施設等の在籍状況	28
5 里親制度	29
(1) 里親の登録・委託状況	
(2) ファミリーホーム（小規模住居型育児養育事業）	
(3) 普及啓発活動の実施状況	
6 社会的養育推進計画	30
(1) 策定の背景	
(2) 計画の概要	
7 事業	31
(1) 愛の手帳（療育手帳）の判定件数	
(2) 夜間・休日電話相談件数	
(3) 親子のための相談LINE相談件数	
(4) 親子再統合支援事業	
(5) 通学支援事業	
8 専門職の人材育成	33
(1) 研修	
(2) 研修受講実績	

■統計資料

第1 児童相談所の概況

1 豊島区の基本情報 [としまの統計]

(1) 世帯数・人口等 (令和7年1月1日現在)

総世帯数 188,094 世帯

人口 294,644 人

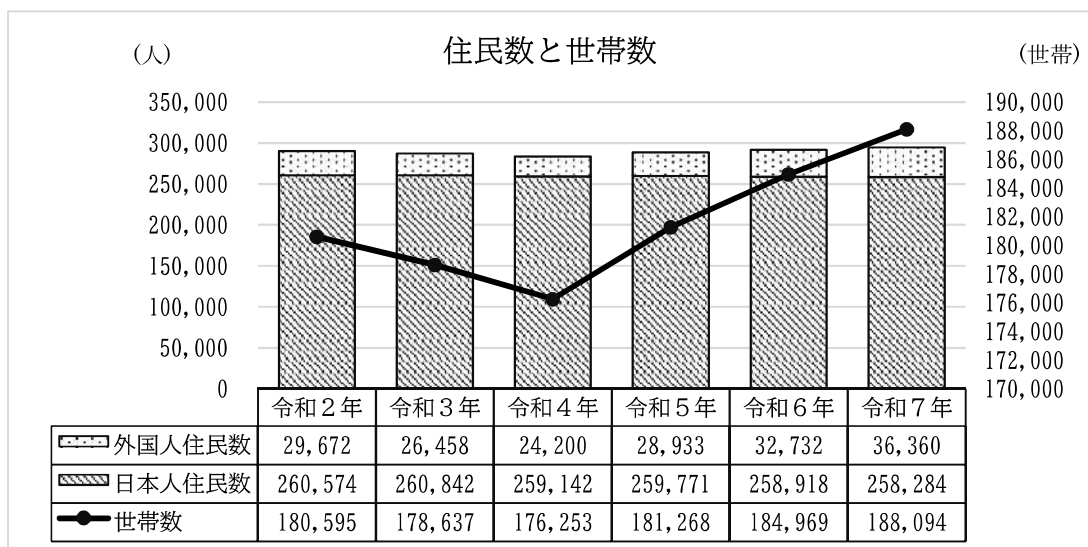
(日本人住民258,284人、外国人住民36,360人)

児童人口※ 30,843 人(男15,651人、女15,192人)

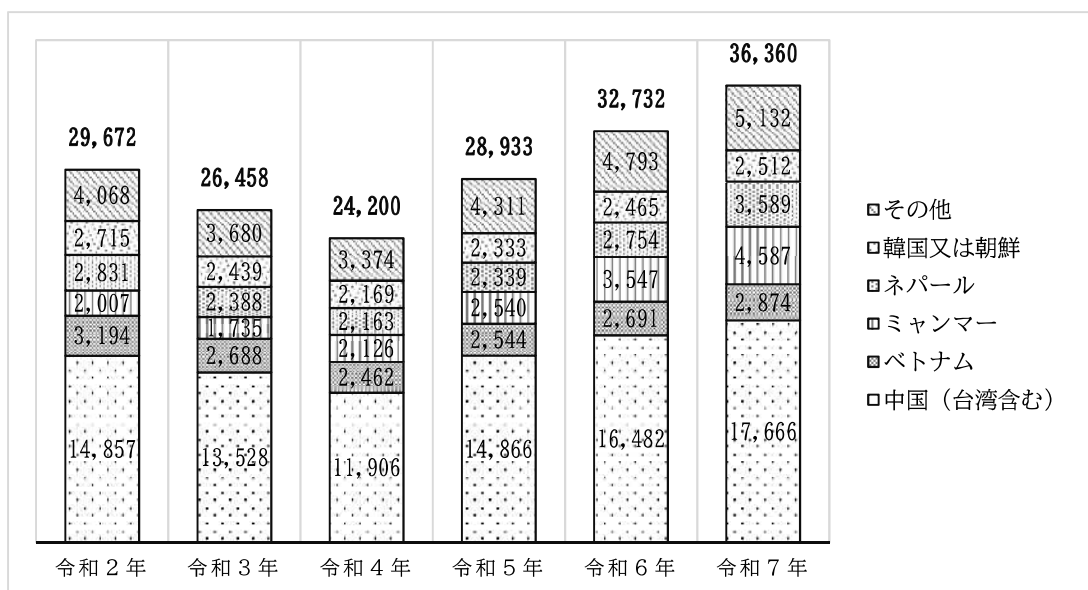
面積 13.01 km²

※児童人口とは、0歳から18歳未満の人口のことです。

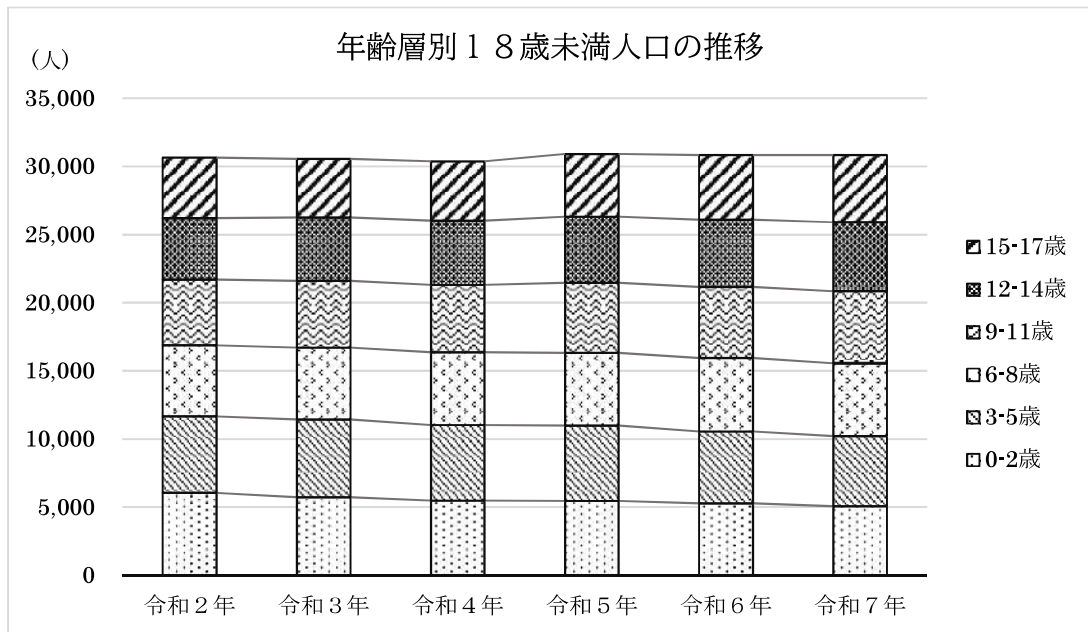
人口に占める児童人口(児童人口率)は10.5%です。



(2) 外国人住民数の推移 (1月1日現在)



(3) 児童人口（1月1日現在）



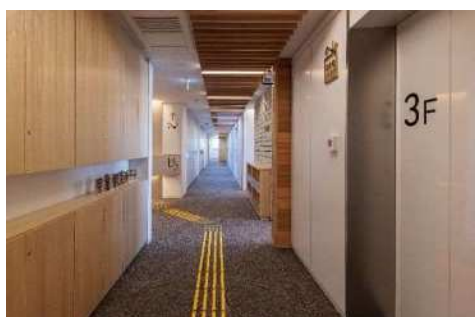
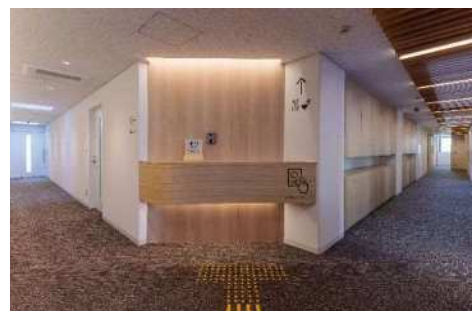
	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
15-17歳	4,462	4,324	4,351	4,587	4,736	4,931
12-14歳	4,510	4,648	4,703	4,840	4,932	5,052
9-11歳	4,809	4,893	4,947	5,158	5,223	5,316
6-8歳	5,210	5,266	5,337	5,348	5,374	5,323
3-5歳	5,611	5,703	5,558	5,512	5,296	5,143
0-2歳	6,062	5,737	5,475	5,461	5,270	5,078
男	15,609	15,478	15,428	15,675	15,656	15,651
女	15,055	15,093	14,943	15,231	15,175	15,192
合計	30,664	30,571	30,371	30,906	30,831	30,843
令和2年と比較した増加率		△0.30%	△0.96%	0.79%	0.54%	0.58%

2 児童相談所の所在地等

所在地 東京都豊島区長崎3-6-24
 所管区域 区全域
 開設年月日 令和5年2月1日
 電話 03-6758-7910
 アクセス 西武池袋線 東長崎駅北口より徒歩7分
 // 椎名町駅北口より徒歩8分



〈施設外観と内観〉



3 豊島区児童相談所の設置経緯

近年、子育て環境の問題が複雑化していることから、深刻な児童虐待事件は後を絶たず、児童虐待等の相談対応件数も年々増加傾向にあります。このようななか、児童相談行政に対してきめ細やかな対応が求められるようになり、平成 28 年に児童福祉法が改正され、特別区においても児童相談所を設置することが可能となりました。

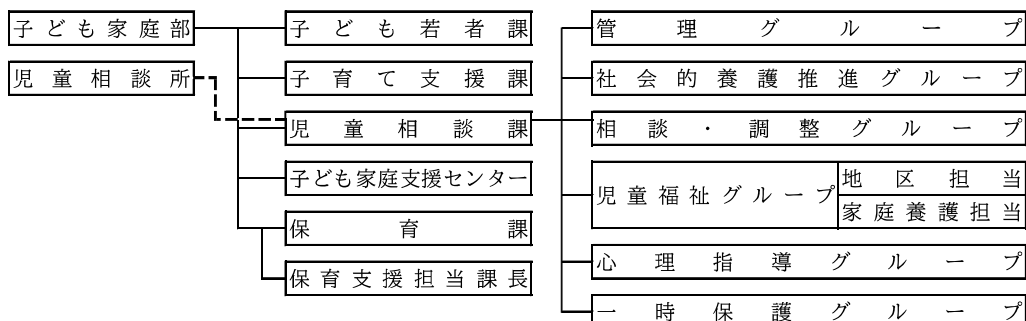
豊島区は基礎自治体ならではの地域に根差した、より切れ目のないきめ細やかな対応や支援を実現するため、令和5年2月1日に児童相談所を設置しました。

豊島区児童相談所は、併設されている長崎健康相談所とともに、「豊島区の子どもは豊島区が守る」体制づくりを進めています。

時期	できごと
昭和 6 1 年 2 月 1 9 日	「都区制度改革の基本的方向」の中で、児童相談所に関する事務の移譲を都区で合意
平成 2 0 年 6 月 2 6 日	第 1 3 回都区のあり方検討委員会幹事会において、児童相談所設置などに関する事務について区へ移管する方向で検討することで一致
平成 2 4 年 2 月 1 3 日	児童相談所のあり方等児童相談行政に関する検討会を設置
平成 2 5 年 1 1 月 1 5 日	区長会総会で、区側で検討した「特別区児童相談所移管モデル」を了承
平成 2 8 年 6 月 3 日	児童福祉法等の一部を改正する法律が公布
平成 2 9 年 4 月 1 日	改正児童福祉法の施行 児童相談所設置自治体の拡大（特別区も政令の指定を受けることにより、児童相談所の設置が可能とされる。）
令和 4 年 6 月 1 4 日	豊島区を児童相談所設置市に指定する政令の閣議決定
令和 4 年 1 0 月 2 4 日	豊島区児童相談所設置条例の公布 （令和 5 年 2 月 1 日施行）
令和 5 年 2 月 1 日	豊島区児童相談所開設

4 組織及び職員（令和7年4月1日時点）

（１）組織



（２）職員配置状況

児童相談所		配置数	内訳	
			常勤職員	会計年度任用職員
所長		1	1	0
課長		1	1	0
児童福祉司		24	24	0
児童心理司		11	11	0
保健師		1	1	0
事務		9	9	0
会計年度任用職員	児童相談所支援事務職員	2	0	2
	電話受付相談員	1	0	1
	虐待対応強化専門員	2	0	2
	虐待対応協力員	8	0	8
	児童相談所業務事務員	2	0	2
	里親養育専門員	1	0	1
合計		63	47	16

一時保護所		配置数	内訳	
			常勤職員	会計年度任用職員
児童指導		25	25	0
栄養士		2	2	0
心理療法担当		1	1	0
看護師		1	1	0
会計年度任用職員	管理業務支援員	1	0	1
	福祉業務専門員	7	0	7
	学習指導員	2	0	2
	心理療法担当	1	0	1
	看護師	2	0	2
	用務員	1	0	1
	夜間支援員	7	0	7
合計		50	29	21

(3) 児童相談所の分掌事務

	分 類	内 容
管理 グループ	1. 課の庶務に関する事	1. 文書の受発及び保管に関する事 2. 公印の管守に関する事 3. 予算、決算及び経理に関する事 4. 統計及び諸報告に関する事 5. 課内の調整に関する事 6. 物品の調達に関する事 7. 広報に関する事 8. その他一般庶務に関する事
	2. 児童相談所の維持管理に関する事	1. 児童相談所及び一時保護所の施設の維持管理に関する事
社会的養護推進 グループ	1. 児童入所施設の措置費等に関する事	1. 措置費等の支払いに関する事 2. 本人又はその扶養義務者の負担能力の認定及び費用の徴収に関する事 3. 国庫負担金及び補助金に関する事
相談・調整 グループ	1. 児童等の相談に関する事	1. 児童又は保護者等からの相談等の受理に関する事 2. 関係機関からの通告の受理に関する事
	2. 児童等に係る調査及び指導に関する事	1. 児童の安全確認に関する事 2. 初期調査及び対応に関する事 3. 関係機関からの照会等に関する事
児童福祉 グループ	1. 児童の措置に関する事	1. 児童又は保護者等への指導に関する事 2. 児童の入所措置等に関する事
	2. 関係機関との連絡調整に関する事	1. 施設入所の調整等に関する事 2. 関係機関との情報共有等の連携に関する事
	3. 障害児入所施設の利用契約に関する事	1. 障害児入所給付費の受給者証の発行等に関する事 (障害福祉課の所管に属するものを除く。)
	4. 養育家庭及び特別養子縁組里親に関する事	1. 社会的養育の推進に関する事 2. 里親の登録に関する事 (子育て支援課の所管に属するものを除く。) 3. 里親の研修に関する事 4. 里親家庭の支援に関する事 5. 里親制度の普及啓発に関する事
心理指導 グループ	1. 児童の心理診断、指導、ケア及び医学診断に関する事	1. 子ども及び保護者等への心理診断、心理ケア(治療・指導)に関する事
	2. 愛の手帳(療育手帳)及び特別児童扶養手当の判定に関する事	1. 愛の手帳(療育手帳)の申請受理、判定及び進達に関する事 2. 特別児童扶養手当の判定に関する事
	3. 親子支援プログラムに関する事	1. 家族再統合のための援助事業 2. 保護者カウンセリングに関する事
	4. 虐待カウンセリング事業に関する事	1. 医師による保護者のアセスメントに関する事
一時保護 グループ	1. 一時保護所の運営・庶務に関する事	1. 一時保護所の運営及び施設の維持管理に関する事 (管理グループの所管に属するものを除く。) 2. 一時保護児童の権利擁護に関する事
	2. 一時保護児童の入所等に関する事	1. 一時保護児童の安全管理に関する事 2. 一時保護児童の学習及び余暇に関する事 3. 一時保護児童のアセスメントに関する事
	3. 一時保護所の給食・食育に関する事	1. 一時保護児童の栄養管理に関する事 2. 一時保護児童への食事の提供及び食事を通じた学習機会の提供に関する事

5 児童相談所で取り扱う相談・援助等

(1) 相談の種類

相談区分		内容
養護相談		虐待相談、養育困難（保護者の家出、失踪、死亡、離婚、入院、就労、服役等）、迷子に関する相談
保健相談		一般的健康管理に関する相談（乳児、早産児等）
障害相談		知的障害相談（療育手帳の相談を含みます。）、ことばの遅れ相談、肢体不自由相談、重症心身障害相談などの障害に関する相談
非行相談	ぐ犯行為 ^{※1} 等相談	虚言癖、金銭持ち出し、浪費癖、家出、浮浪、暴力、性的逸脱等のぐ犯行為、問題行動のある児童、警察署からぐ犯少年として通告のあった児童等に関する相談
	触法行為 ^{※2} 等相談	触法行為があったとして、警察署からの児童福祉法第25条による通告及び少年法第6条の6により送致のあった児童、犯罪少年 ^{※3} に関して家庭裁判所から送致のあった児童等に関する相談
育成相談	不登校相談	学校、幼稚園、保育所に登校（園）できない、していない状態にある児童に関する相談
	性格行動相談	友達と遊べない、落ち着きがない、内気、緘黙 ^{※4} 、家庭内暴力、生活習慣の著しい逸脱等性格又は行動上の問題を有する児童に関する相談
	しつけ相談	家庭内における幼児のしつけ、遊び等に関する相談
	適性相談	学業不振、進学、就職等の進路選択に関する相談
	ことばの遅れ相談（家庭環境）	ことばの遅れを主訴とする相談で、家庭環境等言語環境の不備等によりと思われる児童に関する相談
その他の相談		措置変更、在所期間延長に関する相談等
里親に関する相談		養育家庭、養子縁組里親、専門養育家庭、親族里親としての養育を希望する方からの相談

※1 ぐ犯行為：保護者の正当な監督に服しない性癖のあることなど一定の事由があつて、その性格又は環境に照らして、将来罪を犯す又は刑罰法令に触れるおそれのある少年の行為

※2 触法行為：14歳未満で刑罰法令に触れる行為

※3 犯罪少年：少年罪を犯した14歳以上20歳未満の少年

※4 緘黙^{かんもく}：話す能力があるにもかかわらず、心理的原因等で、学校等の特定場面又は生活全般で話さない状態

(2) 援助の種類

※法：児童福祉法、虐待防止法：児童虐待の防止等に関する法律
《措置によるもの》

区分	内容
訓戒・誓約書の提出 (法第 27 条第 1 項第 1 号)	誓約書の提出は、注意を与えるだけでは足りない場合に、児童又は保護者に再び同じような問題行動をしないと約束させ、書類を提出させる。
児童福祉司指導 (法第 26 条第 1 項第 2 号) (法第 27 条第 1 項第 2 号) (虐待防止法第 11 条第 1 項)	・家庭環境に起因する複雑な問題を有する児童等、援助に専門的知識、技術を要するケースに対して、来所又は家庭訪問等の方法により継続的に行う指導 ・児童虐待を行った保護者に対して行う指導
児童委員指導 (法第 27 条第 1 項第 2 号)	問題が家庭環境にあり、児童委員による家族間の人間関係の調整等により解決すると考えられるケースについて、児童委員に指導を依頼する。
福祉事務所送致等 (法第 26 条第 1 項第 4 号) (法第 63 条の 2) (法第 63 条の 3)	・知的障害者福祉司又は社会福祉主事による指導が適当な場合 ・助産施設、母子生活支援施設、保育所への入所措置を要すると認められる場合 ・15 歳以上の児童について、障害者総合支援法による障害者支援施設の入所が適当である場合、障害者のみを対象とするサービスの利用が適当である場合
里親委託 小規模住居型児童養育事業委託 (法第 27 条第 1 項第 3 号)	児童の養育を主たる目的とする「養育里親」又は養子縁組を目的とする「養子縁組里親」、若しくは小規模住居型児童養育事業を行う者等に委託する。
児童福祉施設等入所 (法第 27 条第 1 項第 3 号) (法第 27 条の 2) (法第 31 条)	乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、児童自立支援施設等に入所させる。

区分	内容
指定発達支援医療機関委託 (法第 27 条第 2 項)	国立高度専門医療センター及び独立行政法人国立病院機構の設置する医療機関であって厚生労働大臣の指定するものに、児童を委託する。
家庭裁判所送致 (法第 27 条第 1 項第 4 号) (法第 27 条の 3)	家庭裁判所の審判に付することが適当である児童、強制的措置を必要とする児童等を家庭裁判所に送致する。
家庭裁判所家事審判請求 (法第 28 条) (法第 33 条第 5 項) (法第 33 条の 7) (法第 33 条の 8) (法第 33 条の 9)	児童福祉施設等の入所承認及び更新の請求、親権喪失審判請求(民法第 834 条)、親権停止の審判請求(民法第 834 条の 2)、管理権喪失審判請求(民法第 835 条)、未成年後見人選任・解任(民法第 846 条)、親権者の意に反する一時保護の 2 か月を超えることの承認等の請求を行う。

《措置によらないもの》

区分	内容
助言指導 (法第 11 条第 1 項第 2 号ニ)	助言、情報提供等により、日常生活の中で、児童の有する問題が解決され则认为する場合の指導。療育手帳(愛の手帳)の判定、電話相談による助言など。
継続指導 (法第 11 条第 1 項第 2 号ニ)	児童、保護者等を児童相談所に通所させ、あるいは必要に応じ訪問する等の方法により、継続的にソーシャルワーク、心理療法、カウンセリング等を行う。
他機関あっせん・紹介 (法第 11 条第 1 項第 2 号ニ)	児童相談所の持つ機能以外の対応について、他の関係機関をあっせん・紹介する。
児童自立生活援助 (法第 33 条の 6)	義務教育終了後、児童自立支援施設等を退所した児童又はその他の児童で、自立を図るため必要な場合において、その児童から申込があったときは児童自立生活援助事業を行う者に委託して社会的自立に向けた援助を行う。

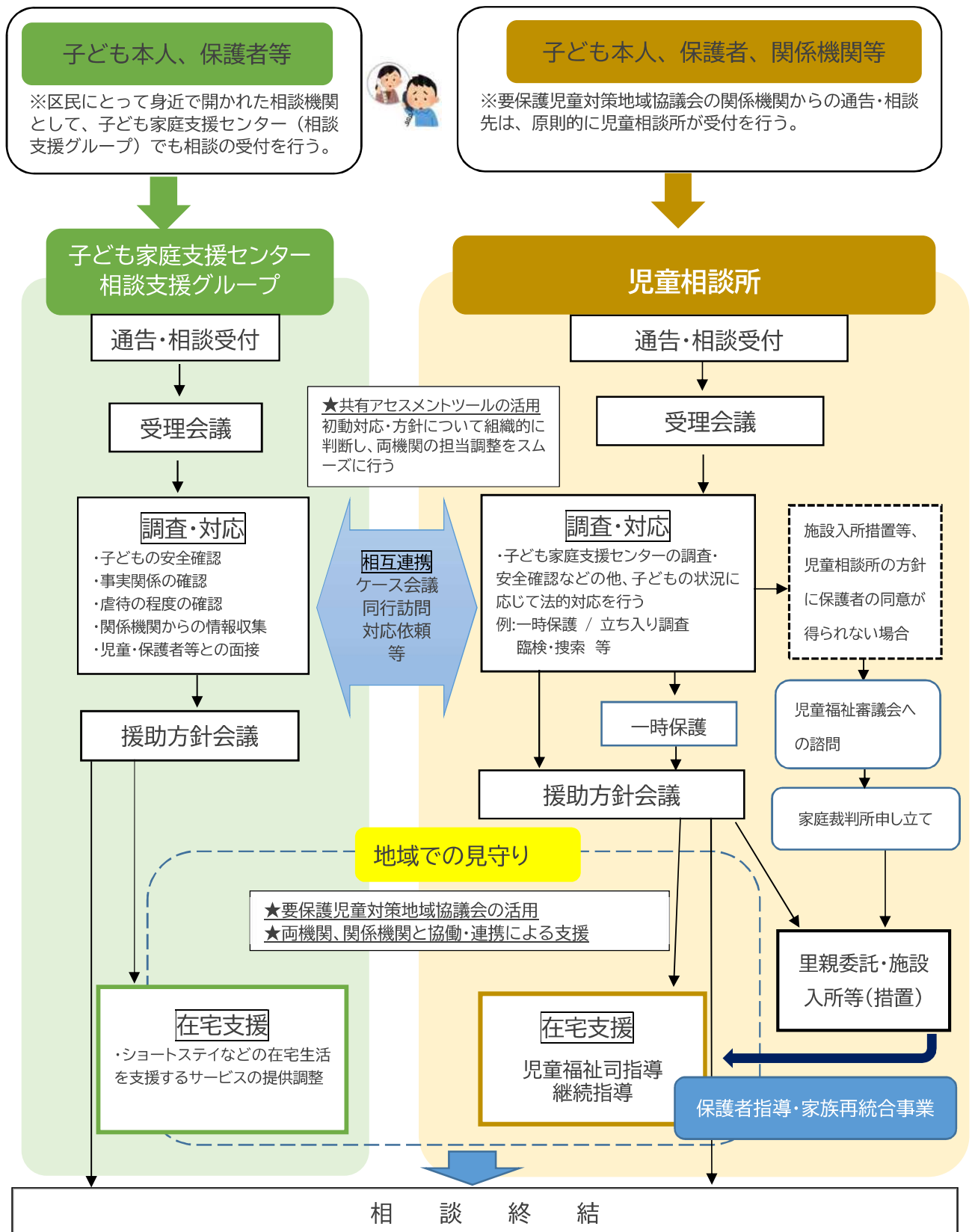
(3) その他

児童相談所での調査等において法に定められているもの

区分	内容
意見付与 (法第 24 条の 3 第 3 項)	障害児施設給付費の要否の決定に際し、児童相談所長の意見を付与する。
立入調査 (法第 29 条) (虐待防止法第 9 条第 1 項)	保護者の児童虐待等の場合の措置をとるため必要があると認めたときは、児童委員、児童福祉司等は、児童の住所等に立入、必要な調査又は質問をすることができる。 正当な理由がなく立入調査を拒否する等の職務妨害等に対しては、罰則規定がある。(法第 61 条の 5 第 2 項)
一時保護・一時保護委託 (法第 33 条) (虐待防止法第 8 条)	児童相談所長は必要と認めるときは、児童の安全を確保し適切な保護を図るため、又は児童の心身の状況、その置かれている環境やその他の状況を把握するため児童を一時保護し、また里親や児童福祉施設等に一時保護委託することができる。
面会・通信の制限 (虐待防止法第 12 条)	虐待を受けた児童への保護者の面会又は通信を制限することができる。
接近禁止命令 (虐待防止法第 12 条の 4)	児童虐待を受けた児童について施設入所等の措置が採られ、かつ当該児童虐待を行った保護者について、児童虐待の防止及び児童虐待を受けた児童の保護のため特に必要があると認めるときは、6 月を超えない期間を定めて、当該保護者に対し、当該児童の住所若しくは居所、就学する学校その他の場所において当該児童の身辺につきまとい、又は当該児童の住所若しくは居所、就学する学校その他その通常所在する場所の付近を徘徊してはならないことを命ずることができる。
所長の親権代行 (法第 33 条の 8 第 2 項)	児童相談所長は、未成年後見人の選任の請求に係る児童等に対し、親権を行う者又は未成年後見人があるに至るまでの間、親権を行う。

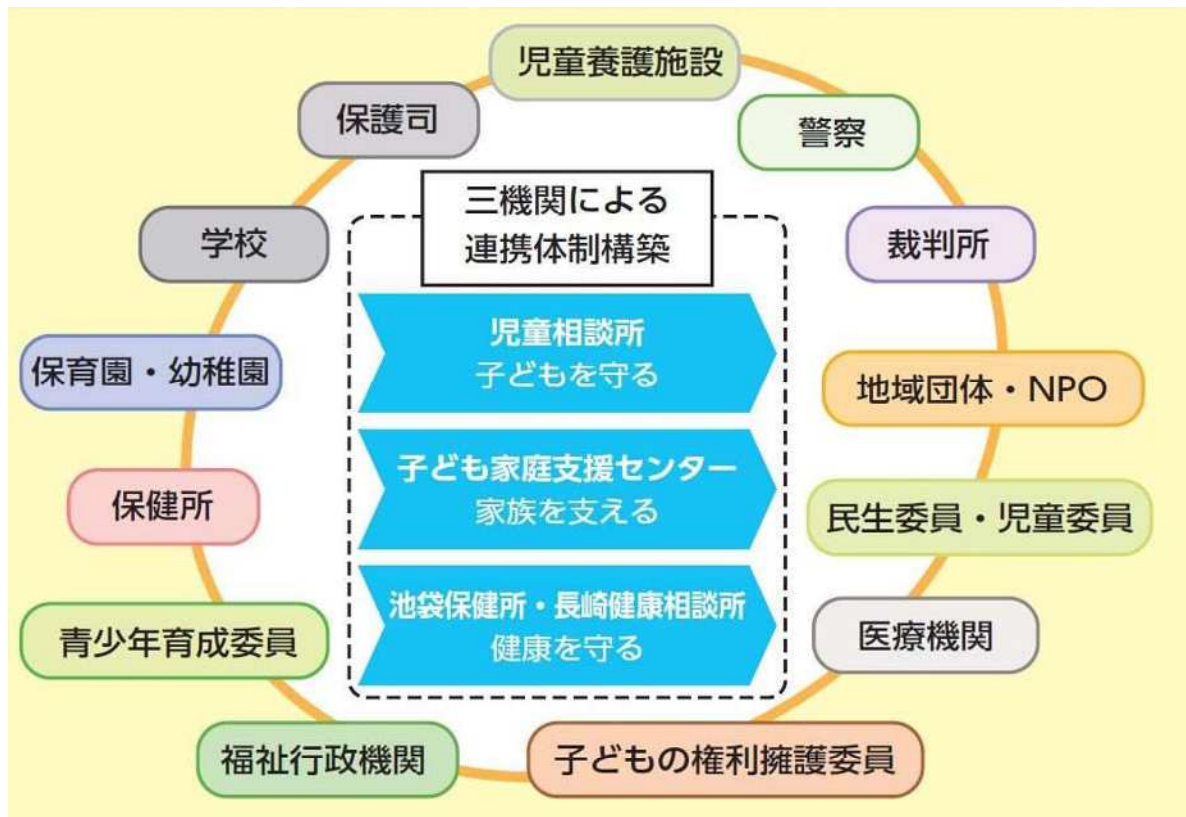
区分	内容
出頭要求 (虐待防止法第 8 条の 2)	児童虐待が行われているおそれがあると認められるときは、当該児童の保護者に対し、当該児童を同伴して出頭することを求め、児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、必要な調査又は質問をさせることができる。
再出頭要求 (虐待防止法第 9 条の 2)	保護者が上記の出頭要求又は立入調査を正当な理由なく拒み、妨げ、又は忌避した場合において、児童虐待が行われているおそれがあると認められるときは、当該児童の保護者に対し、当該児童を同伴して出頭することを求め、児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、必要な調査又は質問をさせることができる。
臨検・搜索 (虐待防止法第 9 条の 3)	保護者が正当な理由なく立入調査に応じない場合において、児童虐待が行われている疑いがあるときは、地方裁判所、家庭裁判所又は簡易裁判所の許可状により、当該児童の住所若しくは居所に臨検させ、又は当該児童を搜索させることができる。

(4) 児童相談の流れ (※以下は相談の流れのおおまかなイメージです。)



(5) “オールとしま” による児童相談体制

「児童相談所」「子ども家庭支援センター」「池袋保健所・長崎健康相談所」の三機関が核となり、それぞれの専門性を活かした迅速かつ適切な対応を行います。



第2 令和6年度児童相談所の実績

1 相談の受理状況等

(1) 相談経路別の受理状況※

令和6年度の経路別の相談数は、「警察等」からの相談が最も多く、全体の約3割となっています。次いで「家族・親族」からの相談と続いています。

※受理状況:児童相談所で新たに受け付けた相談件数

■相談経路別受理状況

(件)

		令和5年度	令和6年度
都道府県・指定都市・ 中核市・特別区	児童相談所	6 2	2 7
	福祉事務所	7 4	5 1
	保健センター	0	0
	その他	8 8	2 2
市町村	福祉事務所	0	1
	児童委員	0	0
	保健センター	0	0
	その他	1	0
児童福祉施設・指定 発達支援医療機関	保育所	7	1 8
	児童福祉施設	7	4
	指定発達支援医療機関	0	0
児童家庭支援センター		0	0
認定こども園		0	0
警察等		3 3 0	3 0 6
家庭裁判所		1 5	1 1
保健所及び医療機関	保健所	5	7
	医療機関	1 4	1 1
学校等	幼稚園	0	0
	学校	5 0	7 4
	教育委員会等	3	6
里親		7	2
児童委員		1	2
家族・親族		2 3 5	2 1 4
近隣・知人		1 0 2	7 9
児童本人		1 4	2 1
その他		1 8 1	2 5 7
合計		1, 1 9 6	1, 1 1 3

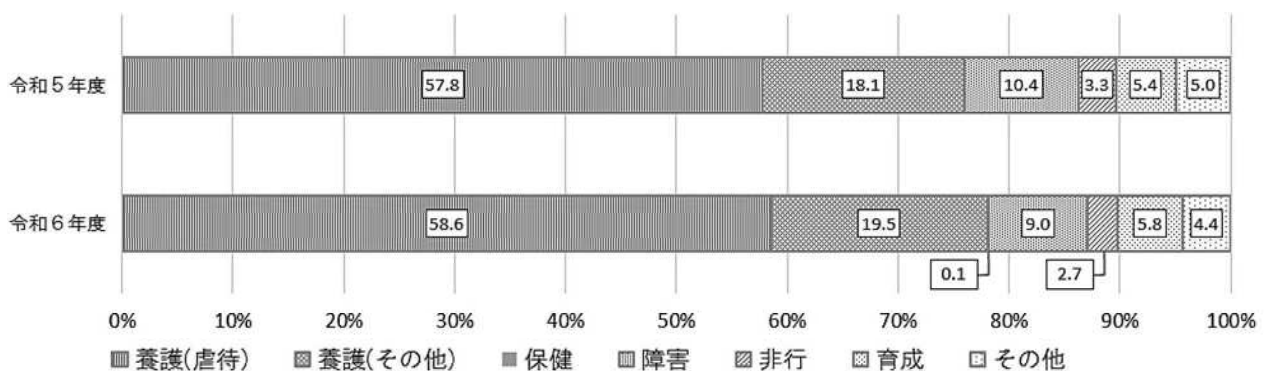
(2) 相談内容別の受理状況

令和6年度の内容別の相談数は、「養護相談（虐待相談）」の相談が最も多く、全体の約6割を占めています。次いで、「養護相談（その他の相談）」、「障害相談（知的障害相談）」と続いています。

■相談内容別受理状況

(件)

		令和5年度	令和6年度
養護相談	虐待相談	691	652
	その他の相談	217	217
保健相談		0	1
障害相談	肢体不自由相談	1	1
	視聴覚障害相談	0	0
	言語発達障害相談	0	0
	重症心身障害相談	2	2
	知的障害相談	121	96
	発達障害相談	0	1
非行相談	ぐ犯行為等	26	20
	触法行為等	13	10
育成相談	性格行動相談	55	55
	不登校相談	4	3
	適性相談	0	0
	しつけ相談	6	6
その他の相談		60	49
合計		1,196	1,113



(3) 年齢別の受理状況

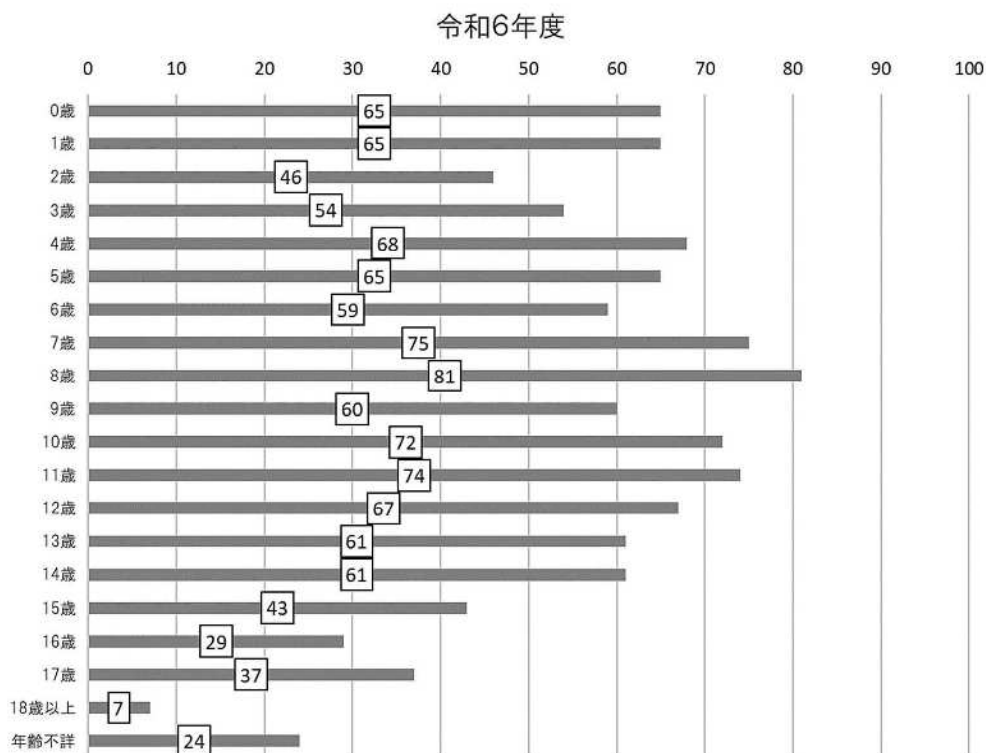
令和6年度の年齢別の相談数は、「8歳」が最も多く、次いで「7歳」、「11歳」、「10歳」と続いています。

■年齢別受理状況

(件)

令和6年度	年齢	受理件数	年齢	受理件数
	0歳	65	10歳	72
	1歳	65	11歳	74
	2歳	46	12歳	67
	3歳	54	13歳	61
	4歳	68	14歳	61
	5歳	65	15歳	43
	6歳	59	16歳	29
	7歳	75	17歳	37
	8歳	81	18歳以上	7
	9歳	60	年齢不詳	24
			計	1,113

※令和6年度より年齢不詳を計上



(4) 警察からの通告状況

令和6年度の警察から通告は合計306件で「身柄付通告」が44件ありました。

■警察からの通告状況 (件)

	令和5年度	令和6年度
身柄付通告※	33	44
書類通告	13	13
口頭通告	286	249
合計	332	306

※身柄付通告：警察が、一時保護が必要と思われる児童について通告を行うこと

(参考) 児童相談所と子ども家庭支援センターの虐待相談受理状況

令和6年度の虐待相談受理件数は、児童相談所で652件、子ども家庭支援センターで284件となっています。

■虐待相談受理状況 (件)

	令和5年度	令和6年度
児童相談所	691	652
子ども家庭支援センター	372	284

(5) 外国籍児童の国籍別相談状況

令和6年度の外国籍児童の相談受理件数は102件です。国籍別では、中国が最も多く、次いでミャンマーと続いています。

■外国籍児童の国籍別受理状況 (件)

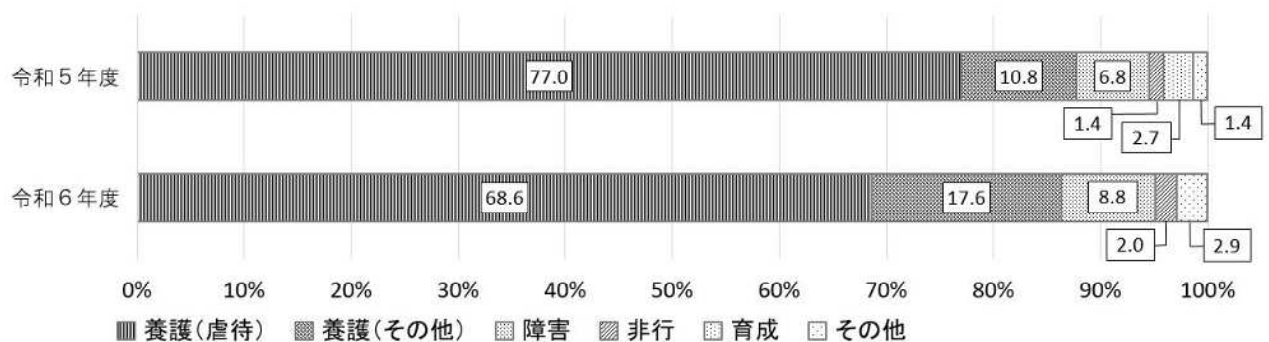
国籍	令和5年度	国籍	令和6年度
中国	30	中国	50
ミャンマー	11	ミャンマー	18
ネパール	7	ネパール	7
マレーシア	6	ベトナム	9
ベトナム	6	インド	6
フィリピン	6	その他	12
その他	8	合計	102
合計	74		

(6) 外国籍児童の相談内容別受理状況

令和6年度の外国籍児童の内容別の相談数は「養護相談（虐待相談）」の相談が最も多く、全体の約7割を占めています。次いで、「養護相談（その他の相談）」と続いています。

■外国籍児童の相談内容別受理状況 (件)

		令和5年度	令和6年度
養護相談	虐待相談	57	70
	その他の相談	8	18
保健相談		0	0
障害相談	肢体不自由相談	0	0
	視聴覚障害相談	0	0
	言語発達障害相談	0	0
	重症心身障害相談	0	0
	知的障害相談	5	9
	発達障害相談	0	0
非行相談	ぐ犯行為等	1	1
	触法行為等	0	1
育成相談	不登校相談	0	0
	性格行動相談	2	0
	しつけ相談	0	0
	適性相談	0	0
その他の相談		1	3
合計		74	102



2 相談の対応状況等

(1) 相談内容別の対応状況※

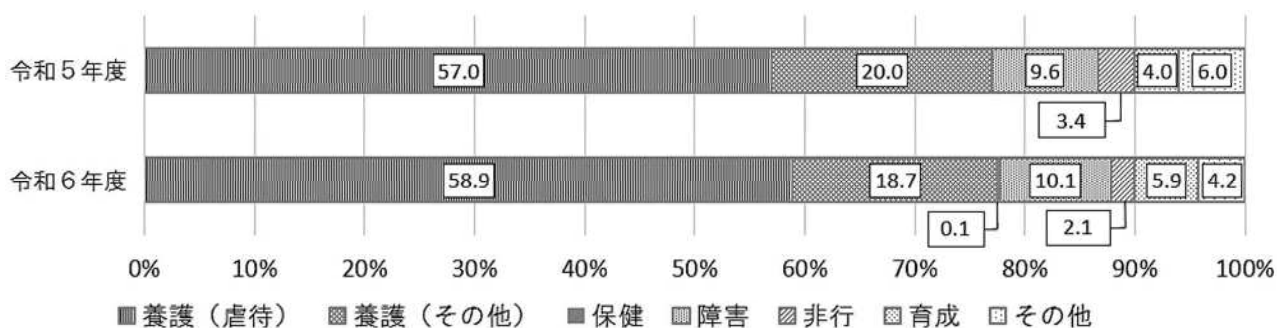
令和6年度の相談内容別の対応件数では「養護相談（虐待相談）」が最も多く、全体の約6割を占めています。

※対応状況：児童相談所で受理した相談のうち、支援方針を決定した件数

■相談内容別の対応状況

(件)

		令和5年度	令和6年度
養護相談	虐待相談	655	679
	その他の相談	230	216
保健相談		0	1
障害相談	肢体不自由相談	0	2
	視聴覚障害相談	0	0
	言語発達障害相談	0	0
	重症心身障害相談	3	1
	知的障害相談	107	113
	発達障害相談	0	1
非行相談	ぐ犯行為等相談	28	13
	触法行為等相談	11	11
育成相談	性格行動相談	40	57
	不登校相談	3	3
	適性相談	0	0
	育児・しつけ相談	3	8
その他の相談		69	48
計		1,149	1,153



(2) 援助の種類別の対応状況

令和6年度の援助の種類別対応件数は、「助言指導」が最も多く、全体の6割以上を占めています。また、「児童福祉施設入所」は21件、「里親委託」は8件ありました。

■援助の種類別の対応状況

	計
養護相談（虐待相談）	679
その他の相談	474
計	1,153

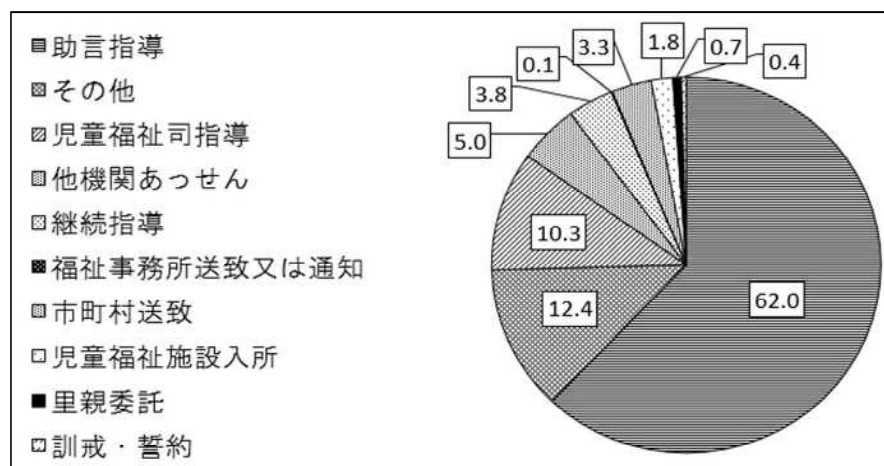
(内訳)

(件)

	助言指導	継続指導	他機関あっせん	児童福祉司指導	市町村送致
養護相談（虐待相談）	458	22	41	51	38
その他の相談(※1)	257	22	17	68	0
合計	715	44	58	119	38
	福祉事務所送致又は通知	訓戒・誓約	児童福祉施設入所	里親委託	その他(※2)
養護相談（虐待相談）	0	0	7	2	60
その他の相談(※1)	1	5	14	6	84
合計	1	5	21	8	144

※1 「その他の相談」は、「養護（その他の相談）」、「保健相談」、「障害相談」、「非行相談」、「育成相談」、「その他の相談」の計

※2 「その他」は、虐待非該当、特定不能、措置延長、レスパイト・ケア等の計



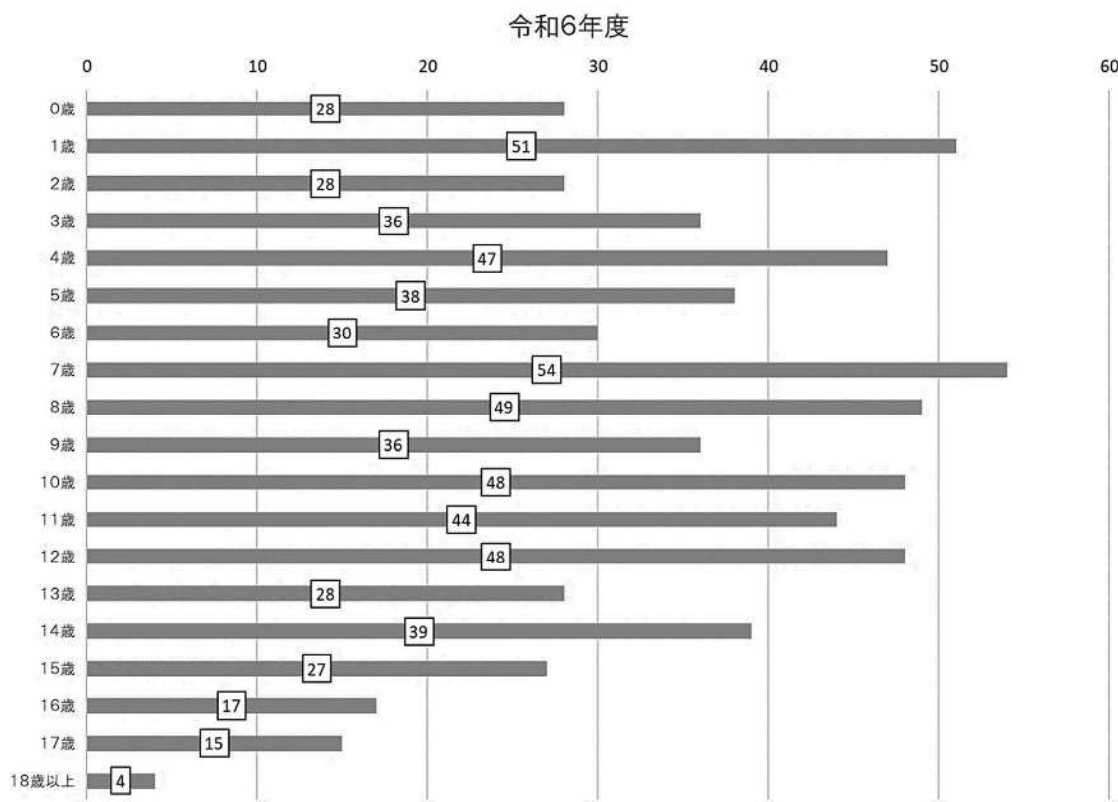
(3) 虐待相談の年齢別の対応状況

令和6年度の虐待相談の年齢別の対応状況は、「7歳」が最も多く、次いで「1歳」、「8歳」と続いています。

■虐待相談の年齢別の対応状況

(件)

令和6年度	年齢	対応件数	年齢	対応件数
	0歳	28	10歳	48
	1歳	51	11歳	44
	2歳	28	12歳	48
	3歳	36	13歳	28
	4歳	47	14歳	39
	5歳	38	15歳	27
	6歳	30	16歳	17
	7歳	54	17歳	15
	8歳	49	18歳	4
	9歳	36	計	667

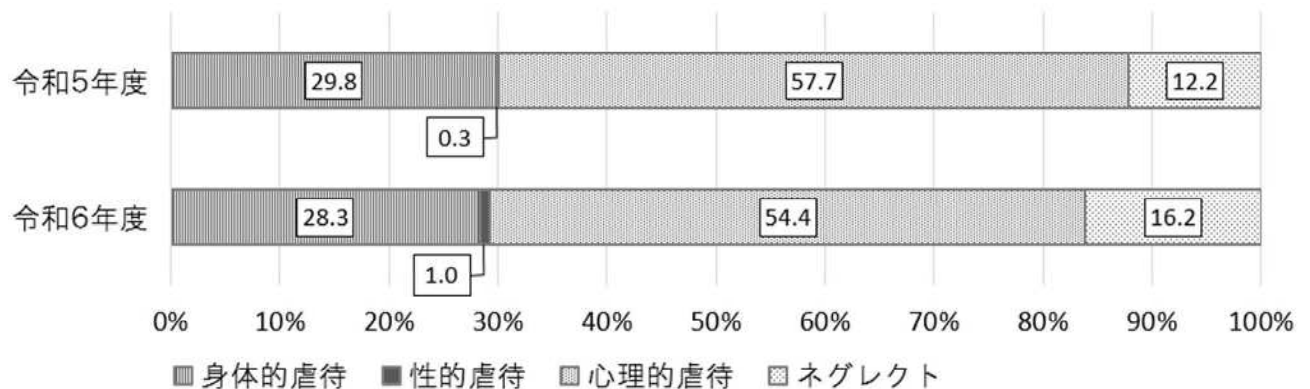


（４）虐待相談の種類別の対応状況※

令和６年度の相談対応件数のうち、虐待種類別では「心理的虐待」が最も多く、全体の５割以上を占めます。次いで「身体的虐待」と続いています。

■虐待相談の種類別の対応状況 (件)

	令和５年度	令和６年度
身体的虐待	１９５	１８９
性的虐待	２	７
心理的虐待	３７８	３６３
保護の怠慢（ネグレクト）	８０	１０８
合計	６５５	６６７

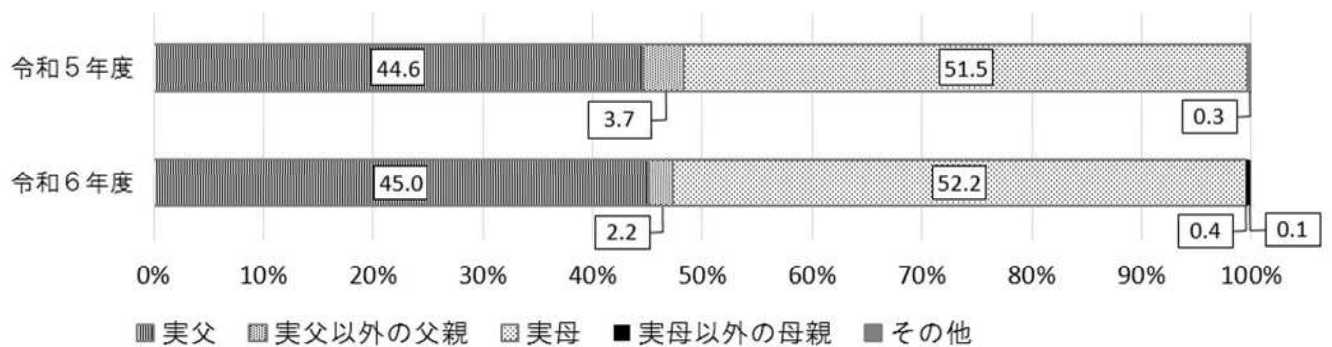


(5) 主たる虐待者の状況

令和6年度の主たる虐待者は、「実母」、「実父」からが多く、全体の9割以上を占めます。

■主たる虐待者 (件)

	令和5年度	令和6年度
実父	292	300
実父以外の父親	24	15
実母	337	348
実母以外の母親	0	3
その他	2	1
計	655	667



(6) 触法少年の送致状況

警察が調査を行い、一定の重大事件に係る触法少年と思料するとき、又は家庭裁判所の審判に付することが適当と思料するときには、児童相談所に送致することとされています。令和6年度の送致状況は0件でした。

■触法少年の送致状況 (件)

	令和5年度	令和6年度
ぐ犯	0	0
触法行為	0	0

3 一時保護の状況等

(1) 一時保護の状況

令和6年度に豊島区児童相談所で一時保護した児童数は、合計93人です。
また、他の施設に一時保護を委託した児童数は、合計78人です。

■児童の一時保護・一時保護委託児童数 (人)

		令和5年度	令和6年度
豊島区児童相談所一時保護所		90	93
	幼児	12	16
	学齢	78	77
一時保護委託		73	78
合計		163	171

(参考) 他の児童相談所からの一時保護委託の受託状況

■他の児童相談所からの一時保護委託の受託件数 (件)

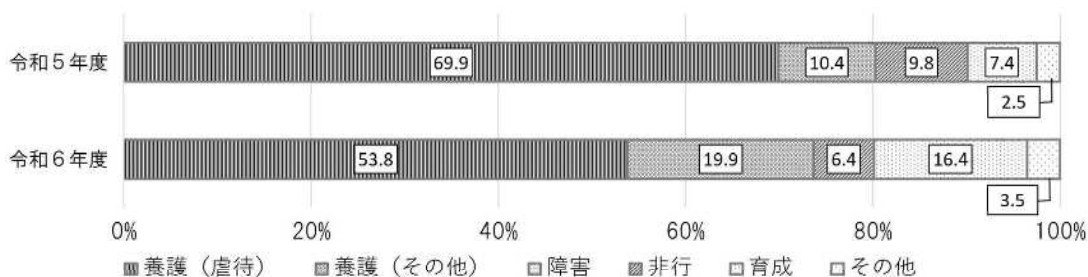
	令和5年度	令和6年度
他の児童相談所	5	19

(2) 相談種類別一時保護の状況

一時保護児童のうち、5割以上が「虐待」に起因したものとなっています。

■相談種類別一時保護の状況 (人)

		令和5年度	令和6年度
養護相談	虐待相談	114	92
	その他相談	17	34
障害相談		0	0
非行相談		16	11
育成相談		12	28
保健相談・その他の相談		4	6
合計		163	171



(3) 一時保護解除後の状況

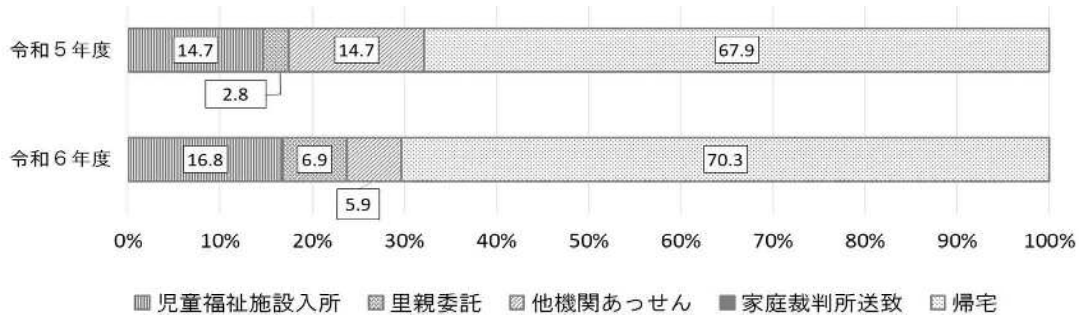
一時保護が解除された児童のうち約7割が「帰宅」となっています。

■一時保護解除後の状況

(人)

	令和5年度	令和6年度
児童福祉施設入所	16	17
里親委託	3	7
他機関あっせん	16	6
家庭裁判所送致	0	0
帰宅	74	71
合計	109	101

※一時保護先の変更等は件数に含まない



(4) 一時保護平均日数の状況

		退所（解除）児童数	保護日数（延べ）	平均保護日数
令和5年度	所内	90人	3,896日	43.3日
	委託	65人	2,292日	35.3日
	計	155人	6,188日	39.9日
令和6年度	所内	88人	3,071日	34.9日
	委託	81人	2,133日	26.3日
	計	169人	5,204日	30.8日

※「平均保護日数」算出方法…「保護日数（延べ）」÷年度中の「退所（解除）児童数」

4 児童福祉施設等の在籍状況

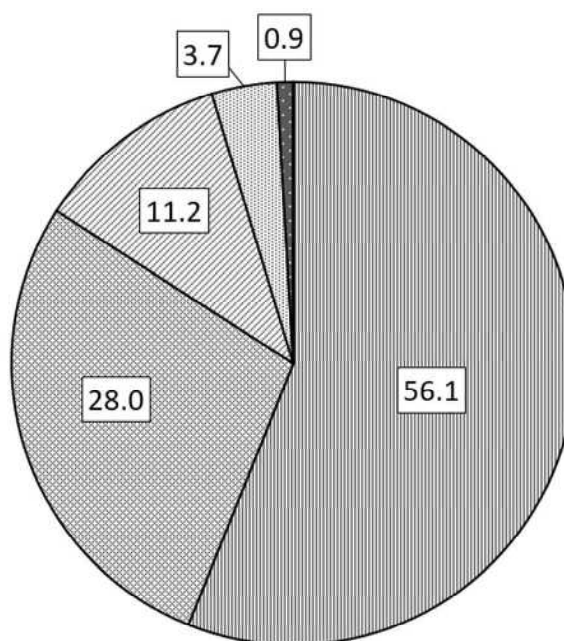
令和7年3月末日時点での在籍状況は合計107人で、「児童養護施設」が最も多くなっています。

■児童福祉施設の在籍状況

(令和7年3月末日時点)(人)

	令和5年度	令和6年度
乳児院	11	12
児童養護施設	56	60
児童心理治療施設	1	1
児童自立支援施設	0	0
里親委託	28	30
小規模住居型児童養育事業 (ファミリーホーム) 委託	4	4
合計	100	107

- 児童養護施設
- 里親委託
- 乳児院
- ファミリーホーム委託
- 児童心理治療施設
- 児童自立支援施設



5 里親制度

(1) 里親の登録・委託状況

里親制度とは、保護者の病気や虐待等さまざまな事情で家族と生活ができない子どもを、家庭に迎え入れ、温かい愛情と正しい理解をもって養育する、児童福祉法に基づいた子どものための制度です。

令和7年3月末日時点で、豊島区における養育家庭の登録数は26家庭です。

■登録・委託状況

(令和7年3月末日時点)

		家庭数	委託児童数
養育家庭	登録里親家庭数	26家庭	—
	委託中里親家庭数（児童数）	8家庭	12人
養子縁組	登録里親家庭数	11家庭	—
	委託中里親家庭数（児童数）	1家庭	1人
親族里親	登録里親家庭数	0家庭	—
専門養育家庭	登録里親家庭数	1家庭	—

※養育家庭にファミリーホームを含む。

(2) ファミリーホーム（小規模住居型育児養育事業）

ファミリーホームとは、一定の要件を備えた養育者の住居において、5人～6人の子どもを家庭的な環境のもとで養育する制度です。

令和7年3月末現在、豊島区内では2家庭実施しています。

(3) 普及啓発活動の実施状況

里親制度の普及啓発及び里親委託推進のため、様々な普及啓発活動を実施しています。

■主な普及啓発活動の実施状況

(件)

	令和5年度	令和6年度
個別相談会	8	10
出前講座	5	13
養育体験発表会	1	2

6 社会的養育推進計画

(1) 策定の背景

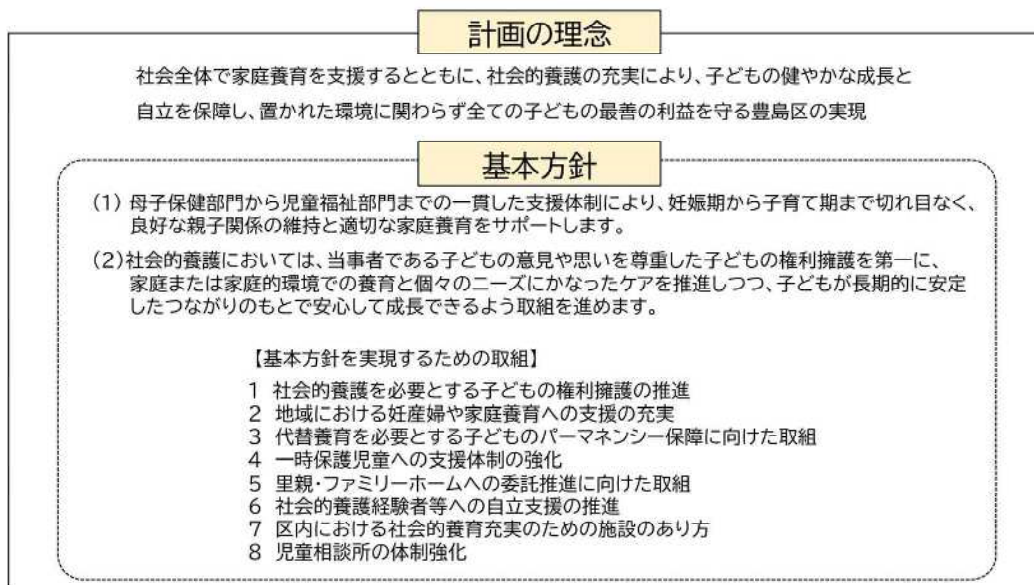
平成28年の児童福祉法の改正において、子どもが権利の主体であることが位置付けられるとともに、子どもの「家庭養育優先原則」が明記されました。これらをはじめとした児童福祉法の改正を受けて、既存の都道府県推進計画を見直すこととし、各都道府県が新たに計画を策定するにあたって踏まえるべき基本的考え方や留意点等をまとめた策定要領が作成されました。これにより、各都道府県は計画期間（令和11年度を終期とし、令和2年度から令和6年度、令和7年度から令和11年度の2期に区分）における数値目標等を定めた社会的養育推進計画を定めることとなりました。

令和5年2月に児童相談所を開設した当区においても、上記の理念や家庭養育優先原則に加え、令和4年の改正児童福祉法に対応するとともに、区としての社会的養育のあり方を整理し、区における児童福祉施設のあるべき姿を明らかにすることを目的として、後期計画の開始時期に合わせて社会適用市区推進計画を策定することとしました。

(2) 計画の概要

社会的養育推進計画では、計画の理念のもとに基本方針を定め、その基本方針を実現するための8つの取組を設定し、具体的な施策を推進します。

これらの施策は児童福祉にとどまらず、保健福祉や障害福祉等多くの分野と関連性を持つものであるため、その実施にあたっては各分野における支援制度の活用も含めた分野横断的な連携と支援の枠組み作りを目指します。



7 事業

(1) 愛の手帳（療育手帳）の判定件数

18歳未満の知的障害児に対して交付する手帳です。東京都愛の手帳交付要綱に基づき、豊島区児童相談所にて心理判定した後、東京都より交付されます。令和6年度の愛の手帳の心理判定件数は、93件です。

■愛の手帳に関する心理判定件数 (件)

	令和5年度	令和6年度
愛の手帳に関する心理判定件数	93	93

(2) 夜間・休日電話相談件数※

※業務委託 対応時間：平日17時～翌8時30分、土日祝日は終日

■相談内容別受付状況 (件)

		令和5年度	令和6年度
養護相談	虐待相談	75	94
	身体的虐待	16	25
	性的虐待	17	3
	心理的虐待	35	54
	保護の怠慢（ネグレクト）	7	15
	その他の相談	14	24
保健相談		0	0
障害相談	肢体不自由相談	0	0
	視聴覚障害相談	0	0
	言語発達障害相談	0	0
	重症心身障害相談	0	0
	知的障害相談	0	0
	発達障害相談	0	2
非行相談	ぐ犯行為等	1	0
	触法行為等	0	0
育成相談	不登校相談	2	0
	性格行動相談	55	47
	しつけ相談	9	5
	適性相談	0	0
その他の相談		772	689
合計		928	861

(3) 親子のための相談LINE相談件数※

スマートフォンアプリ「LINE」による相談を受け付けています。

LINE公式アカウント名「親子のための相談LINE」

※対応時間：平日9時～23時、土日祝日は9時～17時

■親子のための相談LINE相談件数 (件)

	令和5年度	令和6年度
虐待通報	70	14
児童相談	73	86
その他	18	7
合計	161	107

※チャットが成立したものについて集計（返答がないもの、お礼の挨拶等相談にはあたらないもの等を除く。）

(4) 親子再統合支援事業

令和4年の児童福祉法改正により法定事業・制度として位置付けられました。この事業は「こどもと親がその相互の肯定的なつながりを主体的に築いていくこと」を目的としています。こどもの心身の健やかな育ちのためには親を含めて家庭ごと支える視点が不可欠であることから、虐待をはじめとする養育上の問題や課題に直面している家庭の親子関係の修復や再構築に取り組みます。

【令和6年度 実績】

保護者カウンセリング	55回（15人）
児童のトラウマケア	42回（6人）
養育スキルアップ	36回（9人）

(5) 通学支援事業

一時保護中の児童の教育を保障するため、学校に在籍している児童が一時保護中においても適切な教育を受けられるよう、当該児童の希望を尊重しながら、その置かれている環境その他の事情を勘案しつつ、通学の支援を行います。

【令和6年度 実績】

小学生	1名
中学生	3名
高校生	3名

8 専門職の人材育成

(1) 研修

高度な専門性を備えた職員の育成のため、職場内のOJT研修や、職員の経験年数やスキルに応じた研修の受講による人材育成を行っています。

研修は、児童相談所で企画・立案した所内研修のほか、特別区職員研修所の共同研修や、外部機関が主催の専門研修を受講しています。

(2) 研修受講実績

①所内研修

(人)

研修名	受講延べ人数
CAREプログラム	17
TF-CBT	30
TF-CBTコンサルテーション	56
アタッチメント研修	53
解決志向アプローチ	19
サインズ・オブ・セーフティ	32
児童福祉司の業務と記録の書き方	20
性問題行動の治療的教育に関わる支援者たちのための研修	244
箱庭	7
非行対応	30
描画（HTPP）	11
不登校児童生徒に対する中学校現場の現状	15
保護所一日研修	2
ポストトラウマティックプレイ	26

②特別区職員研修所共同研修

(人)

研修名	受講延べ人数
児童福祉司任用前指定講習会	3
児童福祉司任用前研修	1
児童福祉司任用後研修	5
児童福祉司基礎Ⅰ	3
児童福祉司基礎Ⅱ	3
児童福祉司応用Ⅰ	1
児童福祉司応用Ⅱ	1
児童心理司基礎Ⅰ	2

研修名	受講延べ人数
児童心理司基礎Ⅱ	1
一時保護施設職員Ⅱ	2
司法面接フォローアップ研修	1
一時保護司法審査	3
子どもの権利擁護	5

③外部機関等の専門研修 (人)

研修名	受講延べ人数
「支配―被支配」の関係を越えて～トラウマインフォームドケアの視点から～	3
A F - C B T	1
C C A P 版親と子の関係を育てるペアレンティングプログラム	2
C h i l d F i r s t プロトコル	9
L G B T Q + の視点からの多様性	1
P C I T フォローアップ	2
R I F C R 研修	7
T F - C B T イントロダクトリー・トレーニング	2
W I S C - V 基礎	4
愛着障害のある児童への対応	2
アドボカシー研修	1
安心できる家族のためのおとうさんセミナー	2
解離を理解する	1
家族のための代替案：認知行動療法（A F - C B T）	2
虐待臨床を通した子どものこころの理解	3
国立精神神経センター P T S D 対策専門研修	4
こころのc a r e 講座ファシリテーター研修	4
こころの健康づくり対策事業 P T S D 対策専門研修	3
子ども虐待と精神医療	8
子どものこころとからだのクリニックC A かながわの試み	1
コンカレントプログラム	3
サインズ・オブ・セーフティ	6
思春期の子向けのC A R E	1 1
児相弁護士児童福祉司合同研修	1

研修名	受講延べ人数
児童福祉基礎	1
児童福祉司研修ワークショップ	2
萩山実務学校 施設内アセスメント研修	5
地域子育て支援機関研修『子ども虐待問題の理解』	1
心の中の自分史を再構成するために	1
「非行について」	2
乳幼児精神保健入門セミナー	5
被虐待児診察技術研修	1
ライフストーリーワークをよりよく実践するために	2
ワークショップ大正大学 社会的孤立・孤独リスクの高い人々への支援と多職種連携	2
虐待予防のための親支援	2
子どものウェルビーイングをかたちづくるもの ～豊島区で今日からできること～	1
東京都自殺未遂者支援研修	2
法務少年センター&少年鑑別所見学会	4
離婚を経験した家族への心理教育プログラム（FAIT）	1

統計資料 目次

大分類	小分類	ページ
1. 相談受付状況	(1) 経路別受付状況	38
	(2) 相談内容別受付状況（年齢別）	40
2. 相談対応状況	(1) 相談内容別対応状況	41
	(2) 被虐待児童虐待内容別対応状況（相談経路別）	42
	(3) 被虐待児童虐待内容別対応状況（主たる虐待者別）	44
	(4) 被虐待児童虐待内容別対応状況（年齢別）	45
3. 一時保護状況	(1) 相談内容別新規入所状況（年齢別）	46
	(2) 保護人数及び延日数	46
	(3) 相談内容別退所状況	47
	(4) 退所児童の保護期間	47
4. 保護委託状況	(1) 相談内容別新規一時保護委託状況（年齢別）	48
	(2) 相談内容別一時保護委託解除状況（対応状況別）	49
	(3) 相談内容別一時保護委託解除状況（委託先別）	50
5. 児童福祉施設等措置状況	(1) 児童福祉施設新規措置状況	51
	(2) 児童福祉施設措置状況（年度末時点）	51
	(3) 里親委託状況	51
6. 事業実施状況	電話相談受付状況	51

1. 相談受付状況

(1) 経路別受付状況

		都道府県・指定都市・ 中核市・特別区				市 町 村				児童福祉施設・ 指定発達支援医療機関			児 童 家 庭 支 援 セ ン タ ー	認 定 こ ど も 園
		児 童 相 談 所	福 祉 事 務 所	保 健 セ ン タ ー	そ の 他	福 祉 事 務 所	児 童 委 員	保 健 セ ン タ ー	そ の 他	保 育 所	児 童 福 祉 施 設	指 定 発 達 支 援 医 療 機 関		
令和5年度	男	30	40	0	43	0	0	0	1	4	4	0	0	0
	女	32	34	0	45	0	0	0	0	3	3	0	0	0
	計	62	74	0	88	0	0	0	1	7	7	0	0	0
令和6年度	男	17	21	0	12	0	0	0	0	5	2	0	0	0
	女	10	30	0	10	1	0	0	0	12	2	0	0	0
	性別 不詳	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0
	計	27	51	0	22	1	0	0	0	18	4	0	0	0

警 察 等	家 庭 裁 判 所	保 健 所 及 び 機 関 医 療 機 関		学 校 等			里 親	児 童 委 員	家 族 ・ 親 戚	近 隣 ・ 知 人	児 童 本 人	そ の 他	計
		保 健 所	医 療 機 関	幼 稚 園	学 校	教 育 委 員 会 等							
169	6	4	5	0	23	2	7	1	151	49	7	94	640
161	9	1	9	0	27	1	0	0	84	53	7	87	556
330	15	5	14	0	50	3	7	1	235	102	14	181	1,196
166	9	3	4	0	41	5	0	1	133	37	9	122	587
140	2	4	7	0	33	1	2	1	81	26	12	135	509
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	16	0	0	17
306	11	7	11	0	74	6	2	2	214	79	21	257	1,113

(2) 相談内容別受付状況（年齢別）

	養護相談		保 健 相 談	障害相談						非行相談		育成相談				そ の 他 の 相 談	計
	児 童 虐 待 相 談	そ の 他 の 相 談		肢 体 不 自 由 相 談	視 聴 覚 障 害 相 談	言 語 発 達 障 害 等 相 談	重 症 心 身 障 害 相 談	知 的 障 害 相 談	発 達 障 害 相 談	ぐ 犯 行 為 等 相 談	触 法 行 為 等 相 談	性 格 行 動 相 談	不 登 校 相 談	適 性 相 談	育 児 ・ し っ け 相 談		
0歳	32	22	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	11	65
1歳	46	14	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	4	65
2歳	33	9	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	1	1	46
3歳	32	14	0	0	0	0	0	7	0	0	0	0	0	0	1	0	54
4歳	48	7	0	0	0	0	0	11	0	0	0	0	0	0	1	1	68
5歳	39	10	0	0	0	0	0	11	0	0	0	0	0	0	3	2	65
6歳	30	12	0	1	0	0	0	13	0	0	0	3	0	0	0	0	59
7歳	52	11	0	0	0	0	0	10	0	0	1	0	0	0	0	1	75
8歳	49	17	0	0	0	0	0	4	0	1	1	7	0	0	0	2	81
9歳	36	14	1	0	0	0	0	4	0	0	2	2	0	0	0	1	60
10歳	42	12	0	0	0	0	0	6	0	2	1	9	0	0	0	0	72
11歳	50	12	0	0	0	0	0	2	0	1	1	4	1	0	0	3	74
12歳	36	12	0	0	0	0	2	11	1	0	0	5	0	0	0	0	67
13歳	30	14	0	0	0	0	0	4	0	4	3	5	1	0	0	0	61
14歳	35	9	0	0	0	0	0	3	0	5	1	7	0	0	0	1	61
15歳	13	11	0	0	0	0	0	4	0	6	0	5	0	0	0	4	43
16歳	21	4	0	0	0	0	0	1	0	0	0	2	1	0	0	0	29
17歳	14	3	0	0	0	0	0	2	0	1	0	6	0	0	0	11	37
18歳以上	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7	7
年齢不詳	14	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	24
計	652	217	1	1	0	0	2	96	1	20	10	55	3	0	6	49	1,113

令和6年度

2. 相談対応状況

(1) 相談内容別対応状況

対応件数（年度中）																			
	面接指導			児童福祉司指導	児童委員指導	児童家庭・支援センター委託	市町村指導委託	市町村送致	福祉事務所送致又は通知	訓戒・誓約	児童福祉施設		指定発達支援医療機関委託	里親委託	障害児施設等への利用契約	その他	計		
	助言指導	継続指導	他機関あつせん								入所	通所							
令和6年度	養護相談	児童虐待相談	458	22	41	51	0	0	38	0	0	7	0	0	2	0	60	679	
		その他の相談	91	7	4	60	0	0	0	0	0	3	13	0	0	3	0	35	216
	保	保健相談	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
		障害相談	肢体不自由相談	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	視聴覚障害相談		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	言語発達障害相談		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	重症心身障害相談		0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
	知的障害相談		108	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	113
	非行相談	発達障害相談	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
		ぐ犯行為等相談	3	0	6	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	13
	育成相談	触法行為等相談	6	0	4	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	11
		性格行動相談	35	8	3	1	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	8	57
不登校相談		1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	
適性相談		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
育児・しつけ相談		6	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8	
その他の相談		4	1	0	3	0	0	0	0	1	2	0	0	2	0	35	48		
計		715	44	58	119	0	0	38	1	5	21	0	8	0	144	1,153			

(2) 被虐待児童虐待内容別対応状況（相談経路別）

		都道府県・指定都市・中核市・特別区				市町村				児童福祉施設 ・指定発達支援医療機関			児童 家庭 支援 セン ター	認 定 こ ど も 園	警 察	家 庭 裁 判 所
		児 童 相 談 所	福 祉 事 務 所	保 健 セ ン タ ー	そ の 他	福 祉 事 務 所	児 童 委 員	保 健 セ ン タ ー	そ の 他	保 育 所	児 童 福 祉 施 設	医 療 機 関 指 定 発 達 支 援				
令和5年度	身 体 的 虐 待	2	24	0	16	0	0	0	5	3	1	1	0	0	44	0
	性 的 虐 待	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	心 理 的 虐 待	15	13	0	5	0	0	0	1	0	0	0	0	0	229	0
	保 護 の 怠 慢 ・ 拒 否 (ネグレクト)	12	9	0	6	0	0	0	1	2	0	0	0	0	25	0
	計	29	47	0	27	0	0	0	7	5	1	1	0	0	298	0
令和6年度	身 体 的 虐 待	3	30	0	8	0	0	0	0	5	2	0	0	0	45	0
	性 的 虐 待	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	心 理 的 虐 待	14	7	0	2	0	0	0	0	4	0	0	0	0	175	0
	保 護 の 怠 慢 ・ 拒 否 (ネグレクト)	1	17	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	32	0
	計	18	55	0	10	0	0	0	0	9	2	0	0	0	252	0

保健所及び医療機関		学校など			里親	児童委員	家族						親戚	近隣 ・ 知人	児童本人	その他	計
保 健 所	医 療 機 関	幼 稚 園	学 校	教 育 委 員 会 等			虐待者本人			虐待者以外							
							父 親	母 親	そ の 他	父 親	母 親	そ の 他					
0	2	0	24	1	0	0	1	13	0	0	0	2	0	45	5	6	195
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	2
0	2	0	10	0	0	1	2	11	0	2	6	3	2	11	3	62	378
2	2	0	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	4	2	5	80
2	6	0	41	1	0	1	3	24	0	2	7	5	5	60	10	73	655
3	2	0	32	1	0	2	0	9	0	3	4	1	3	20	8	8	189
0	2	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	7
2	0	0	11	0	0	0	0	4	0	3	15	0	3	9	6	108	363
2	5	0	15	3	0	1	0	2	0	0	0	1	0	13	3	13	108
7	9	0	60	4	0	3	0	15	0	6	19	2	7	42	18	129	667

(3) 被虐待児童虐待内容別対応状況（主たる虐待者別）

		実 父	実 父 以 外 の 父 親	実 母	実 母 以 外 の 母 親	そ の 他	計
令和5 年度	身 体 的 虐 待	73	7	114	0	1	195
	性 的 虐 待	2	0	0	0	0	2
	心 理 的 虐 待	207	17	153	0	1	378
	保 護 の 怠 慢 ・ 拒 否 (ネグレクト)	10	0	70	0	0	80
	計	292	24	337	0	2	655
令和6 年度	身 体 的 虐 待	82	5	101	0	1	189
	性 的 虐 待	2	2	3	0	0	7
	心 理 的 虐 待	196	7	158	2	0	363
	保 護 の 怠 慢 ・ 拒 否 (ネグレクト)	20	1	86	1	0	108
	計	300	15	348	3	1	667

(4) 被虐待児童虐待内容別対応状況(年齢別)

		身 体 的 虐 待	性 的 虐 待	心 理 的 虐 待	保 護 の 怠 慢・ 拒 否 (ネ グ レ ク ト)	計
令和6年度	0歳	1	0	20	7	28
	1歳	3	0	41	7	51
	2歳	6	0	19	3	28
	3歳	5	2	26	3	36
	4歳	12	0	29	6	47
	5歳	9	1	20	8	38
	6歳	8	0	17	5	30
	7歳	15	0	30	9	54
	8歳	23	0	21	5	49
	9歳	10	0	21	5	36
	10歳	22	0	20	6	48
	11歳	19	1	17	7	44
	12歳	18	0	21	9	48
	13歳	10	2	13	3	28
	14歳	14	1	12	12	39
	15歳	6	0	15	6	27
	16歳	6	0	9	2	17
	17歳	2	0	10	3	15
	18歳	0	0	2	2	4
	計	189	7	363	108	667

3. 一時保護状況

(1) 相談内容別新規入所状況（年齢別）

		養護相談		障害 相 談	非 行 相 談	育 成 相 談	保健 相談・ その他	計
		児童 虐待 相談	その 他の 相談					
令和5年度	0～5歳	12	0	0	0	0	0	12
	6～11歳	44	0	0	0	5	1	50
	12～14歳	5	1	0	4	1	0	11
	15歳以上	5	0	0	11	1	0	17
	計	66	1	0	15	7	1	90
令和6年度	0～5歳	12	4	0	0	0	0	16
	6～11歳	26	3	0	0	5	0	34
	12～14歳	16	2	0	8	5	0	31
	15歳以上	5	0	0	1	6	0	12
	計	59	9	0	9	16	0	93

(2) 保護人数及び延日数

	年間保護人数			年間保護延日数 (A)	1日平均延日数 (A)/365日
	前年度から 継続	新規入所	合計		
令和5年度	12	95	107	4,232	12
(うち受託児童を除く)	(12)	(90)	(102)	(3,896)	(11)
令和6年度	9	112	121	4,357	12
(うち受託児童を除く)	(9)	(93)	(102)	(4,000)	(11)

(3) 相談内容別退所状況

			児童福祉施設 入所	里親委託	他の児童に 相談移送・	家庭裁判所 送致	帰宅	その他	計
令和5年度	養護相談	児童虐待相談	6	0	4	0	45	11	66
		その他の相談	0	0	0	0	0	1	1
	障害相談		0	0	0	0	0	0	0
	非行相談		0	0	12	0	2	1	15
	育成相談		1	1	0	0	4	1	7
	保健相談・その他		1	0	0	0	0	0	1
	計		8	1	16	0	51	14	90
令和6年度	養護相談	児童虐待相談	2	0	5	0	34	15	56
		その他の相談	3	0	0	0	4	2	9
	障害相談		0	0	0	0	0	0	0
	非行相談		0	0	1	0	4	1	6
	育成相談		0	0	0	0	8	9	17
	保健相談・その他		0	0	0	0	0	0	0
	計		5	0	6	0	50	27	88

(4) 退所児童の保護期間

	年間退所児童数 (A)	年間保護延日数 (B)	退所児童1人当たり 平均保護日数 (B/A)
令和5年度	89	4,995	56
(うち受託児童を除く)	(90)	(3,896)	(43)
令和6年度	107	3,428	32
(うち受託児童を除く)	(88)	(3,071)	(35)

4. 保護委託状況

(1) 相談内容別新規一時保護委託状況（年齢別）

		養護相談		障 害 相 談	非 行 相 談	育 成 相 談	保 健 相 談・ そ の 他	計
		児 童 虐 待 相 談	そ の 他 の 相 談					
令和5年度	0～5歳	14	12	0	0	0	2	28
	6～11歳	30	2	0	0	2	0	34
	12～14歳	2	2	0	0	0	1	5
	15歳以上	2	0	0	1	3	0	6
	計	48	16	0	1	5	3	73
令和6年度	0～5歳	7	13	0	0	0	1	21
	6～11歳	11	8	0	0	4	1	24
	12～14歳	11	1	0	1	3	0	16
	15歳以上	4	3	0	1	5	4	17
	計	33	25	0	2	12	6	78

(2) 相談内容別一時保護委託解除状況（対応状況別）

			児童福祉施設入所	里親委託	他の児童相談所・機関に移送	家庭裁判所送致	帰宅	その他	計
令和5年度	養護相談	児童虐待相談	1	2	0	0	10	27	40
		その他の相談	3	0	0	0	11	2	16
	障害相談		0	0	0	0	0	0	0
	非行相談		0	0	0	0	1	0	1
	育成相談		2	0	0	0	0	3	5
	保健相談・その他		2	0	0	0	1	0	3
	計		8	2	0	0	23	32	65
令和6年度	養護相談	児童虐待相談	4	1	0	0	12	21	38
		その他の相談	5	2	0	0	6	10	23
	障害相談		0	0	0	0	0	0	0
	非行相談		0	0	0	0	0	2	2
	育成相談		3	1	0	0	1	7	12
	保健相談・その他		0	3	0	0	2	1	6
	計		12	7	0	0	21	41	81

(3) 相談内容別一時保護委託解除状況（委託先別）

			警 察 等	児童福祉施設						里 親	そ の 他	計
				児 童 養 護 施 設	乳 児 院	児 童 自 立 支 援 施 設	児 童 心 理 治 療 施 設	障 害 児 関 係 施 設	そ の 他 の 施 設			
令和5年度	養護相談	児童虐待相談	0	7	5	0	0	2	4	7	15	40
		その他相談	0	1	6	0	0	1	6	1	1	16
	障害相談		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	非行相談		0	0	0	0	0	0	1	0	0	1
	育成相談		0	1	0	0	0	0	0	2	2	5
	保健相談・その他		0	0	1	0	0	0	1	0	1	3
	計		0	9	12	0	0	3	12	10	19	65
令和6年度	養護相談	児童虐待相談	0	5	4	0	0	1	4	11	13	38
		その他相談	0	1	5	0	0	2	0	8	7	23
	障害相談		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	非行相談		0	0	0	0	0	0	0	0	2	2
	育成相談		0	1	0	0	0	0	0	7	4	12
	保健相談・その他		0	2	0	0	0	0	0	2	2	6
	計		0	9	9	0	0	3	4	28	28	81

5. 児童福祉施設等措置状況

(1) 児童福祉施設新規措置状況

	乳 児 院	児 童 養 護 施 設	心 理 治 療 施 設	児 童 自 立 支 援 施 設	計
令和5年度	28	22	0	1	51
令和6年度	20	14	0	0	34

(2) 児童福祉施設措置状況（年度末時点）

	乳 児 院	児 童 養 護 施 設	心 理 治 療 施 設	児 童 自 立 支 援 施 設	計
令和5年度	11	56	1	0	68
令和6年度	12	60	1	0	73

(3) 里親委託状況

	新 規 委 託 児 童 数	年 度 末 時 点 年 委 託 児 童 数	年 度 末 時 点 里 親 委 託 率
令和5年度	7	28	32%
令和6年度	10	30	32%

※里親委託率＝里親・ファミリーホーム委託児童数/（乳児院・児童養護施設入所児童数＋里親・ファミリーホーム委託児童数）

6. 事業実施状況

電話相談受付状況

夜間・休日 電話相談		令和5年度	令和6年度
	男	291件	262件
	女	637件	599件
	計	928件	861件